

長野市開発許可審査基準（市街化調整区域に係る立地基準関係）の改正概要

(1) 周辺住民の日常生活に必要な店舗等にコンビニエンスストアを加える。

現基準においては、別表に掲げる店舗を対象としている。同表には日本標準産業分類に該当する各種小売業が列記されているが、コンビニエンスストアが該当する業種が含まれていない。

コンビニエンスストアは住民の日常生活に必要なライフラインの一つとなっており、許可の対象として想定されることからコンビニエンスストアに関する規定を加えるもの

加えて、コンビニエンスストアは店舗の進出・撤退が他業種に比して激しい実態があることから、申請者には撤退後の土地利用を明確にすることを求めるもの

(2) 周辺住民の日常生活に必要な店舗等に喫茶店を加える。

通常喫茶店は地域において遍在し、地域コミュニティーの集いの場としても機能しうる地域住民の生活に密着した存在であるため、周辺住民の日常生活に必要な店舗等に加えるもの

(3) 既存工場の事業活動の効率化を図るために必要な施設として量的拡大を目的とする施設を加える。

国が定めた開発許可制度運用指針において、既存工場の事業活動の効率化を図るために必要な施設として量的拡大のみが図られる場合においても許可の対象として取り扱って差し支えないこと及びその場合に注意すべき内容が記載されている。

量的拡大のみを図る施設の拡大のための開発許可の必要性が想定されるため加えるもの

(4) 災害危険区域等の区域内に存する建築物等の移転についての規定を加える。

地震や水害などの激甚災害の発生が想定される現状において、災害危険区域等の区域内に存する建築物等の移転が必要となる場合が想定されるが、現基準においては移転先での建築物の規模等必要な事項が規定されていないため加えるもの

(5) 道路の円滑な交通を確保するために必要な施設としてのコンビニエンスストアに敷地面積の最低基準を加える。

道路の円滑な交通を確保するために必要な施設として機能するためには、大型車両を含む相当数の自動車の駐車スペースや運転者の休憩場所が必要であるため、敷地面積の最低基準を加えるもの

(6) 土砂災害警戒区域等を含む土地における開発行為の条件を加える。

土砂災害警戒区域等を含む土地における開発行為については、申請者等に防災上の措置を講ずることを求める必要があり、現状においては都市計画法第34条第14号に係る開発行為において水防法に規定する浸水区域のうち一定以上の浸水想定区域についてのみ防災に係るマイ・タイムラインの作成等を指導している。激甚災害が多発する現状においては、都市計画法第34条第14号に係る開発行為に限らず、土砂災害警戒区域等を含む土地の開発行為も含めて防災上の措置を求める必要があるため加えるもの

(7) 引用する法律号番号の相違や語句の不統一等、条文を整備する。

引用する法律号番号の相違や語句の不統一等、条文を整備するもの